

政令番号394 ベリリウム及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和3年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	合計
1	北海道							5.3E+1	52.7
2	青森県							1.4E+0	1.4
3	岩手県							2.4E+0	2.4
4	宮城県							9.7E+0	9.7
5	秋田県							4.1E+1	41.2
6	山形県							1.5E+1	15.4
7	福島県							1.2E+2	121.4
8	茨城県							7.9E+1	79.5
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県							8.3E-2	0.1
12	千葉県							6.8E-2	0.1
13	東京都								
14	神奈川県							2.1E+1	21.0
15	新潟県							2.7E+0	2.7
16	富山県							1.1E+1	10.8
17	石川県							2.6E+1	25.9
18	福井県							2.7E+1	27.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県							3.4E+0	3.4
23	愛知県							9.9E+1	99.5
24	三重県							4.6E-1	0.5
25	滋賀県								
26	京都府							3.6E+1	35.7
27	大阪府								
28	兵庫県							3.8E+1	38.3
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							2.1E+1	21.4
33	岡山県							5.5E+0	5.5
34	広島県							2.7E+1	27.0
35	山口県							3.9E+1	38.9
36	徳島県							5.2E+1	52.5
37	香川県								
38	愛媛県							3.1E+1	30.6
39	高知県							5.6E+0	5.6
40	福岡県							2.2E+1	22.2
41	佐賀県							4.2E-1	0.4
42	長崎県							7.6E+1	76.1
43	熊本県							2.0E+1	19.8
44	大分県							2.4E+0	2.4
45	宮崎県							1.8E+0	1.8
46	鹿児島県								
47	沖縄県							1.6E+1	16.1
	全国							9.1E+2	908.9